

浦安市デジタル化推進計画

令和4年3月（令和6年3月改定）

浦安市

目次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
(1) 他の計画との関係	1
(2) 市町村官民データ活用推進計画としての位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 推進体制	3
5. 情報化技術の動向	4
6. 浦安市の情報化のあゆみ	5
7. 浦安市の情報化の現状・課題	7
8. デジタル化の基本方針	13
(1) 行政手続のオンライン化の推進	13
(2) オープンデータの推進	13
(3) マイナンバーカードの普及及び活用	13
(4) デジタル・デバイド（情報通信技術等利用格差）の解消	14
(5) 情報システム改革、業務の見直し（BPR）の推進	14
(6) 情報システム基盤の強化やシステム調達の適正化	14
9. 個別施策	15
(1) 行政手続のオンライン化の推進	15
ア. オンライン化の推進	15
(ア) マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した子育て・介護などの26手続のオンライン化の 実施	15
(ア)-2 マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した手続のオンライン化の拡充	16
(イ) ちば電子申請サービスやマイナポータル（ぴったりサービス）を活用した、粗大ごみの受付などの 行政手続のオンライン化の推進	16
(ウ) 各種相談や保育園の一時預かりなどの予約のオンライン化の取組	16
(ウ)-2 来庁等予約システムを活用した来庁予約のオンライン化の拡充	17
(エ) オンライン相談等の取組	17
イ. キャッシュレスサービスの推進	17
(ア) コンビニ納付用バーコードを活用したキャッシュレス収納の推進	17
(イ) 諸証明手数料の電子マネー利用の推進	18
(イ)-2 オンライン申請時における諸証明手数料の電子マネー利用の推進	18
(ウ) 施設利用料のキャッシュレス化の推進	18
ウ. 利用カードなどの電子化の取組	19
(ア) スマートフォンなどを使った公共施設利用カードの電子化の取組	19
(2) オープンデータの推進	19
(ア) 市が保有する情報などに係るオープンデータ化の推進	19
(3) マイナンバーカードの普及及び活用	20
(ア) マイナンバーカードの取得率の向上の取組	20
(ア)-2 マイナンバーカードの確実な更新への取組	20
(イ) マイキープラットフォームを活用した、自治体マイナポイント利活用の検討	20

(4) デジタル・デバインド（情報通信技術等利用格差）の解消	21
ア. デジタル・デバインドの解消の取組	21
(ア) 高齢者や障がい者などへのスマートフォンなどの活用方法の習得の支援	21
(イ) ウェブアクセシビリティ向上の推進	21
イ. 小中学校のICT教育の推進	22
(ア) 確かな学力の向上のための計画的なICTを活用した授業の実施	22
(イ) 論理的思考力向上のためのプログラミング教育の充実	22
(ウ) 情報社会で適正な活動を行うための情報モラル教育の充実	23
(エ) 学校図書館のメディアセンター化	23
(オ) 児童生徒用タブレット端末の更新	23
ウ. 通信環境整備の取組	24
(ア) 公共施設設置のWi-Fiの運用と最適化の検討	24
(5) 情報システム改革、業務の見直し（BPR）の推進	25
ア. 自治体情報システムの標準化・共通化の取組	25
(ア) 地方公共団体情報システムの標準準拠システムへの移行の実施	25
イ. 業務改革（BPR）の推進	25
(ア) 電子契約の推進	25
(イ) デジタル給与明細の導入	26
(ウ) 人事関係システムの統合などによる業務の電子化・効率化の推進	26
(エ) 財務業務の電子化・効率化の推進	27
(エ)-2 財務・会計事務の電子化への取組	27
(オ) 業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進	28
(カ) 在宅医療・介護連携システムの導入	28
(キ) スマートフォンアプリを活用した防災情報の伝達	29
(ク) フロントヤードの改革を図り、住民との接点の多様化、充実化の推進	29
(ケ) セキュアプリントシステムの導入	30
(コ) AIの利活用による業務の効率化	30
(6) 情報システム基盤の強化やシステム調達の適正化	31
ア. 情報システム基盤の強化	31
(ア) 情報セキュリティポリシーの実効性の確認及び改訂	31
(イ) 情報セキュリティ監査の実施	31
(ウ) ICT-BCPの運用及び点検	31
イ. 情報システム調達指針の適切な運用	32
(ア) 情報システム調達指針の実効性の確認及び改訂	32
ウ. 外部人材の登用	32
(ア) 専門的な知見を有する外部人材登用の推進	32
エ. デジタル人材の育成	33
(ア) デジタル人材育成の取組	33
(イ) 自治体DXに関する業務改革提案の促進	33
10. セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いの確保	34
用語集	35

1. 計画策定の趣旨

令和2年に発生した、新型コロナウイルス感染症への対応において、国や地方公共団体の行政手続オンライン化の遅れや横断的にデータの活用が十分にできないことなど様々な課題が明らかとなり、こうした、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、仕事の取組や内容をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）が必要となっています。

本市においては、DXの実現に向け、近年のデジタル技術やAIの活用といった技術革新の潮流、または、国の動向やDXの推進施策を的確にとらえ、行政のデジタル化の加速に着実に対応するとともに、デジタル技術を活用した市民サービスの向上や事務の効率化の推進を図るため、「浦安市デジタル化推進計画」を策定します。

<令和6年度計画改定の趣旨>

「浦安市デジタル化推進計画」の策定後、令和4年9月及び令和5年11月の2回にわたり、国が進めている自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画（以下「自治体DX推進計画」という。）が改定されました。

この改定において、自治体は、全国統一的な取組となるシステムの標準化やオンライン化などに着実に取り組むとする一方、これらに対応する情報主管課職員数が少ないなどの課題から、自治体におけるデジタル人材の確保や育成への対応、また、自治体と住民との接点である「フロント」について、従来型の対面・紙申請から、非対面のオンライン申請へのシフトを進めるとともに、対面でも「書かないワンストップ窓口」といった住民の利便性向上や自治体の負担軽減を図り、住民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化といった施策に取り組む必要があるとされたところです。

このような中、本市においても、国の計画改定に基づきDXを推進し、より一層の市民の利便性の向上と新たな技術を活用した事務の効率化を図るため「浦安市デジタル化推進計画」の改定を行いました。

2. 計画の位置付け

（1）他の計画との関係

本市では、10年後、20年後の将来を見据えた新たな行政運営の指針として、令和2年度（2020年度）からの20年を計画期間とする「浦安市総合計画」を策定しました。

計画の基本構想では、すべての市民の幸せを願い、まちづくりの将来都市像を「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」と設定し、①安全・安心、②共生・尊重、③自主・連携の3つをまちづくりの基本姿勢としています。

また、基本計画では、計画期間の10年間に取り組むべき施策と、その先に向けて進めなければならぬ施策を「うらやすポリシーミックス」として位置付け、効果的に組み合わせ展開することにより、豊かな成熟社会を創造していくこととしています。

総合計画に基づいた行政運営を推進するためには、限りある行政資源を最適に活用し、これまで以上に効果的な行政改革に取り組むことが重要です。本市では、最少の経費で最大の効果をあげることができるよう、「浦安市行政改革大綱」のもと、全庁体制での改革・

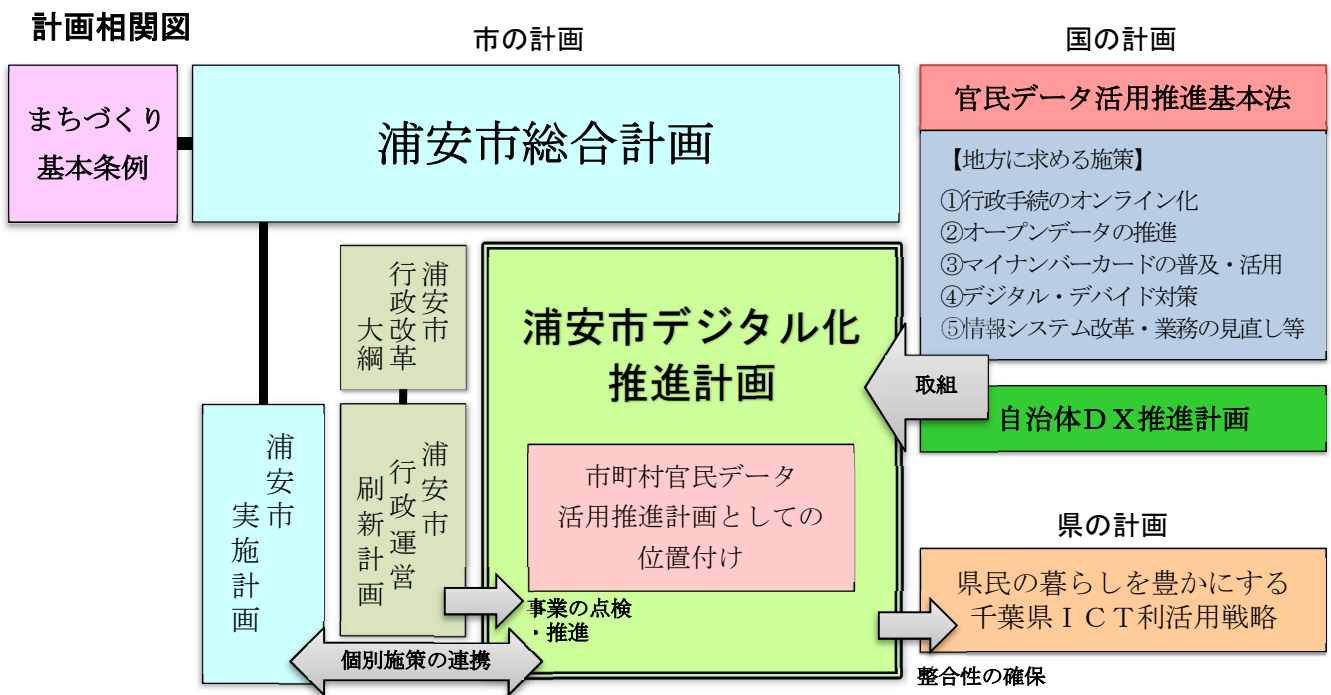
改善を進めています。

「浦安市デジタル化推進計画」は、浦安市行政改革大綱「Ⅱ 改革の基本方針」－「4. 情報通信技術（ICT）の活用【情報・技術】」に掲げる“質の高い行政サービスの効率的な提供”を実現するため、情報通信技術（ICT）の活用に関する方針及びその具体的な施策を定めるものです。

（２）市町村官民データ活用推進計画としての位置付け

官民データ活用推進基本法第9条において、市町村における官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画の策定が努力義務とされています。

本市では、同法が地方に求める5つの施策（行政手続のオンライン化、オープンデータの推進、マイナンバーカードの普及・活用、デジタル・デバイド対策、情報システム改革・業務の見直しなど）を本計画に含むことにより、本計画を「市町村官民データ活用推進計画」として位置付け、官民データの活用を推進するとともに、国の自治体DX推進計画に定める重点取組事項を本計画で取り組み、計画的に進めることにより、市民サービスの向上や事務の効率化を目指します。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年4月1日からとし、終期は、国が進める施策との整合を図る必要があることから「自治体DX推進計画」の計画期間と同様に設定し、令和8年3月31日までの4年間とします。

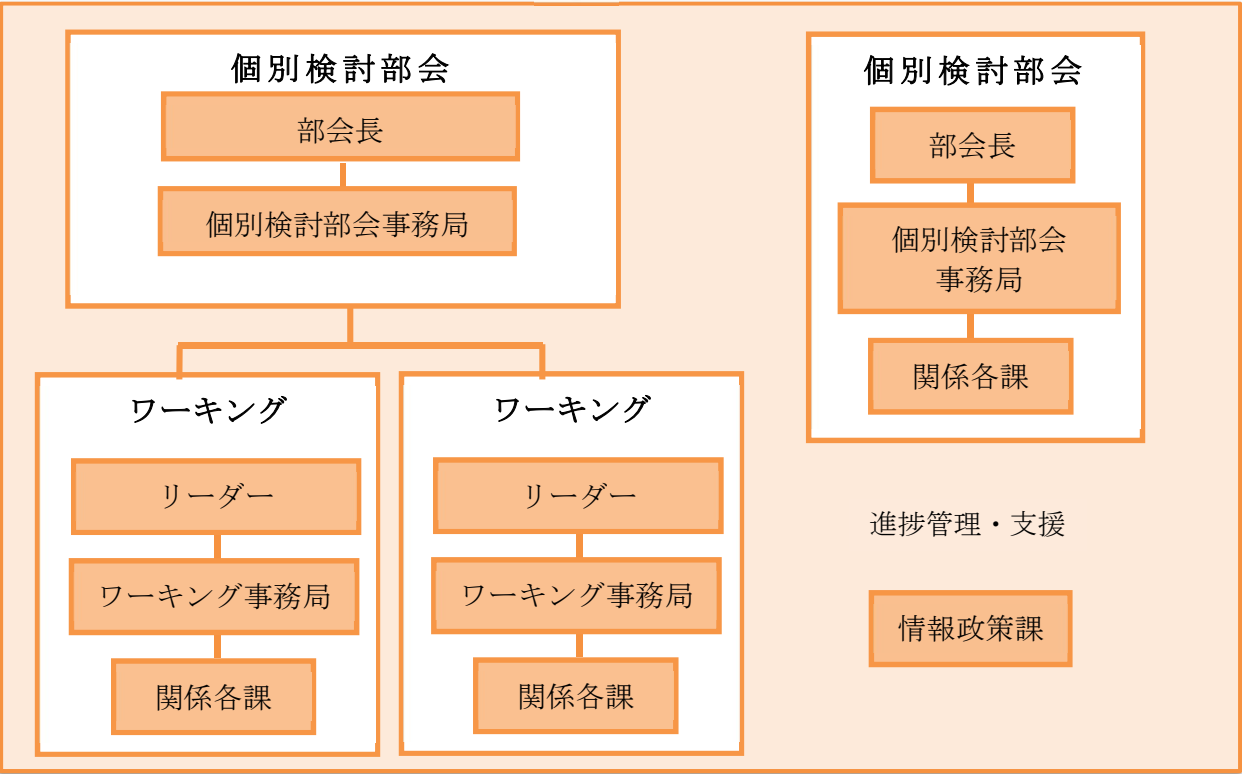
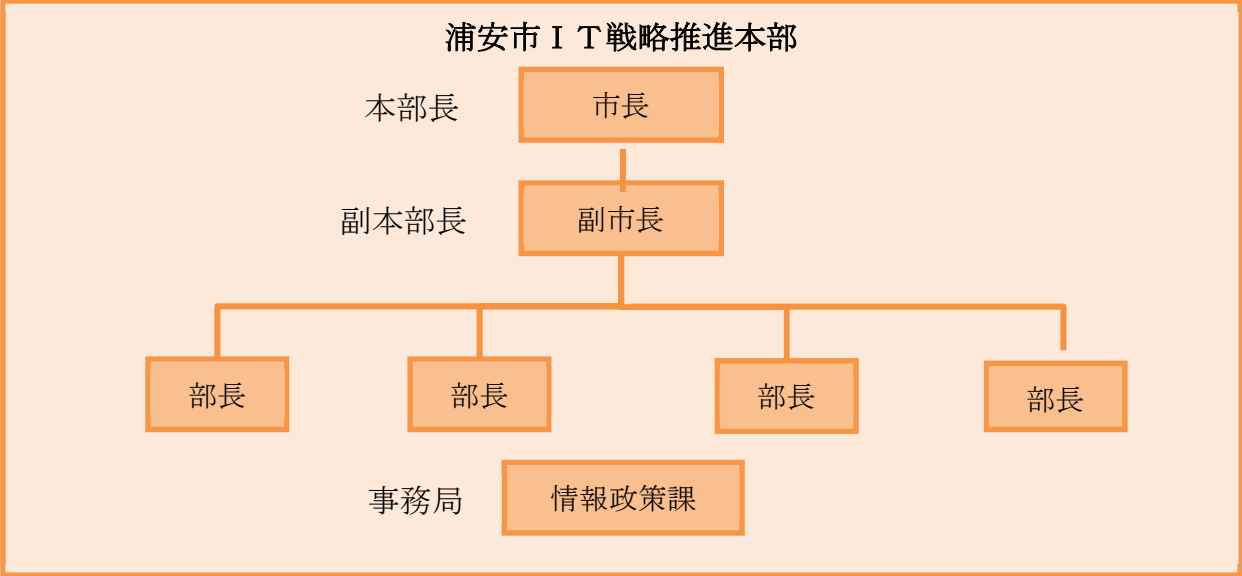
4. 推進体制

持続可能な行政運営の確保、質の高い行政サービスを効率的に提供できるようICTの積極的な活用を推進するため、浦安市IT戦略推進本部を設置しています。

浦安市IT戦略推進本部では、デジタル化推進に係る方針及びその施策を決定し、進捗管理及び評価を行います。

具体的な施策の推進に当たっては、情報、企画、行政改革、住民制度、健康・福祉、子育てなど各部門との緊密な連携が必要であることから、同本部に関連する部署で構成する検討部会を設置するものとします。

推進体制図



5. 情報化技術の動向

近年のICT技術の進歩により、様々なサービスがデジタルを活用したものとなり、私たちの生活や仕事の中に深く浸透し、なくてはならないものとなっています。

一昔前では、インターネットに接続する機器は、パソコンや携帯電話が中心でしたが、現在は、テレビやデジタルカメラなどの家電をはじめ、エアコンや照明器具などの住宅設備などがIoT機器として、様々なところで活用されています。

インターネットに接続する通信環境が4G通信から5G通信に移行し、通信速度が20倍、同時接続が10倍となり、より高速で大容量の情報が取り扱えるようになったことにより、防災や交通、医療や教育分野で利用され、自動運転技術や遠隔診療、リモート教育への活用が期待されています。さらに2030年には、5Gの通信速度の10倍にあたる高速通信を可能とする6G通信の実用化により、高速化だけでなく、海や空、宇宙との通信などカバーエリアの拡大が研究されています。

また、AIやRPAなどを導入することにより、働き方改革や業務改革(BPR)の実現が期待できます。これまで人が行っていた単純作業を機器に行わせることで、作業時間が短縮されるとともに正確性の向上が期待でき、人でなければ出来ない仕事に注力することが可能となっています。

学校教育においても、情報機器の活用能力だけではなく、論理的に考える力を養うプログラミング思考を学ぶ教育が取り入れられています。

デジタル技術の発展により、様々な手続や作業がオンラインで可能な場面が増えていきます。手続のペーパーレスが進むとともに、決済に現金を使用せず、ICカードによる電子マネーのほか、スマートフォンアプリを使用したバーコード決済を利用するキャッシュレス決済の普及も目覚ましいものがあり、スマートフォンが生活の基盤ツールとなりつつあります。

スマートフォンの活用により、SNSを利用した情報の取得や発信、アプリを使った地図や天気予報の確認、店舗やインターネットショッピングサイトでの決済、マイナンバーカードを使った個人認証も可能になるなど市民生活の利便性の向上が期待されます。

その一方、情報機器を持たない方や、持っても取り扱いに不慣れな方に対するデジタル・デバイド対策が、これまで以上に必要となっています。

6. 浦安市の情報化のあゆみ

和暦 (西暦)	浦安市の情報化推進の施策	内部事務の効率化に資する システム導入	市民の利便性向上に資する サービス導入
平成 13 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> 浦安市情報化基本計画策定 浦安市IT戦略推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 一人1台パソコンの配置 庁内無線LANの導入 	
平成 14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> 浦安市情報セキュリティポリシー策定 住民基本台帳ネットワーク運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページCMS導入 	<ul style="list-style-type: none"> 会議録のオンライン検索の開始 Web型地理情報システム導入
平成 15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳カード交付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 給与計算システム導入 	<ul style="list-style-type: none"> 公金のコンビニ収納サービス開始
平成 16 (2004)			<ul style="list-style-type: none"> 電子申請受付システム導入
平成 17 (2005)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想デスクトップ基盤導入 	
平成 18 (2006)			
平成 19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> 浦安市情報システム調達指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ホストコンピュータ3市共同利用開始 シンクライアント端末導入 	
平成 20 (2008)			<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、体育施設のオンライン予約の開始
平成 21 (2009)			<ul style="list-style-type: none"> ちば電子調達システム共同利用開始
平成 22 (2010)		<ul style="list-style-type: none"> データセンター運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内Wi-Fiスポットの設置
平成 23 (2011)			<ul style="list-style-type: none"> ちば電子申請システム共同利用開始
平成 24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> 浦安市情報セキュリティ規程策定 	<ul style="list-style-type: none"> 住民記録システムのホストコンピュータからサーバへ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 市内図書館・公民館Wi-Fiスポットの設置
平成 25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ICT-BCP(業務継続計画)策定(災害発生編) 	<ul style="list-style-type: none"> 税システムのホストコンピュータからサーバへ移行 ホストコンピュータ廃止 	
平成 26 (2014)		<ul style="list-style-type: none"> グループウェア更新 	<ul style="list-style-type: none"> 地図データ公開サイト開設
平成 27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー制度運用開始 		<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページのWebアクセシビリティAA対応
平成 28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード交付開始 新庁舎供用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム導入 タブレット型パソコン導入 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票などのコンビニ交付の開始 市内3駅にフリーWi-Fiのサービス開始
平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> オープンデータ推進に関する基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内ネットワーク三層分離化 	<ul style="list-style-type: none"> ぴったりサービスを使った電子申請の拡充 オープンデータの公開

平成 30 (2018)			・浦安市Wi-Fi整備・運用方針策定
平成 31 (2019)			・地域BWAを使ったWi-Fi利用開始
令和 2 (2020)	・ICT-BCP（業務継続計画）策定（システム障害編）		・市民課窓口の各種証明書手数料支払いに交通系電子マネーの利用を開始
令和 3 (2021)	・浦安市デジタル化推進計画策定		
令和 4 (2022)		・電子契約の導入 ・職員の給与明細の電子化	・ぴったりサービスを活用した電子申請を26手続に拡充

7. 浦安市の情報化の現状・課題

(1) 電子申請やオンライン化に関すること

(これまでの主な取組)

- ・平成 16 年に届出・申請書様式ダウンロードサービスを開始し、翌 17 年に粗大ごみや自転車駐車場といった申請受付を行う電子申請システムを導入し、順次手続数を増やしてきました。
- ・証明書発行手数料の支払い方法として、電子マネーやクレジットカード、スマートフォンアプリを利用したバーコード決済が利用可能になっています。

(課題)

- ・国から示されている「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、市が取り扱う 46 手続中、オンライン化は、粗大ごみ受付や児童手当現況届など 19 手続・約 41.3%となっています。
- ・「自治体DX推進計画」の重点取組事項となっている自治体の行政手続のオンライン化のうち、「特に国民の利便性向上に資する手続」として、子育て関係・介護関係が 26 手続あるが、ぴったりサービスと市の業務システムとデータ連携する仕組みが無く、事務が煩雑になることから 7 手続となっています。
- ・現在の電子申請システムには、手数料の徴収が必要となる手続のオンライン化に必要な決済機能が備わっていません。
- ・キャッシュレス決済の普及に伴い、公金収納のキャッシュレス対応について検討が必要となっています。
- ・オンラインの手続の推進だけでなく、デジタル技術を活用した「迷わない」「待たない」「書かない」ことを目的とした改革が求められています。

(電子申請件数の推移)

内容 \ 年度	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
電子申請手続公開件数	974	313	384	404	491
電子申請件数(実績総数)	12,514	14,400	18,048	17,302	19,638
様式ダウンロード	83,651	78,519	78,519	40,141	61,714

※電子申請手続公開件数：平成 31 年度より手続件数の集計方法を変更したことから、数値が減少となっています。

※様式ダウンロード：令和 2 年度に新システム移行に併せて公開する様式の整理を行ったことから、令和 3 年度にかけて数値が減少となっています。

(ぴったりサービス申請件数の推移)

サービス・制度	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
妊娠出産	1	3	7	1	1
児童手当	3	732	1,685	53	38
子どもの医療費助成	-	-	-	-	1
介護保険	-	-	-	-	2
特例転出・転入（引越しワンストップサービス）	-	-	-	-	1,043
保育	-	-	-	-	16
その他（特別定額給付金）	0	0	5,853	0	0
合計	4	736	7,549	54	1,101

※児童手当：手続が必要となる方の条件が変更となったため、令和3年度以降の申請件数が減少となっています。

※その他（特別定額給付金）：単年度事業として令和2年度に特別定額給付金の申請を実施しました。

(2) 官民データ連携やオープンデータの推進に関すること

(これまでの主な取組)

- ・平成29年度に、オープンデータ推進に関する基本方針を策定し、市が保有している統計データや測量データなど、公開可能なものからオープンデータとして公開しています。

(課題)

- ・オープンデータの公開にあたり標準化されたフォーマットである自治体標準オープンデータセットに対応していないものがあります。

(オープンデータ拡充への取組)

公開年次	公開データ件数の推移
平成 30 年 3 月末	42 データ
平成 31 年 3 月末	68 データ
令和 2 年 3 月末	112 データ
令和 3 年 3 月末	112 データ
令和 4 年 3 月末	114 データ

(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組に関すること

(これまでの主な取組)

- ・市では、マイナンバーカードの普及が進み、令和5年4月1日時点で、122,808枚が交付され、交付率は72.8%となっています。
- ・平成28年度から住民票や印鑑登録証明書などを交付するコンビニ交付サービス

開始しています。

- ・国では、マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組やマイナポイントによる消費活性化策の展開、子育てワンストップサービスによるオンライン利用の実施といったカードの利用機会の拡充を図っています。

(課題)

- ・マイナンバーカードの交付率の向上を目指すとともに、本市独自サービスについても検討を進める必要があります。

(マイナンバーカード交付枚数)

年度 内容	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
交付枚数(枚)	28,967	35,330	61,777	91,439	122,808
交付割合(%)	17.25	20.85	36.3	50.42	72.81

(コンビニ交付件数推移)

年度 内容	形式	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
住民票	窓口	78,706	80,320	77,755	69,970	60,385
	コンビニ交付	3,534	5,197	8,638	15,415	20,938
印鑑登録	窓口	37,750	43,513	43,127	36,467	30,950
	コンビニ交付	2,371	3,716	6,067	9,238	12,224
戸籍謄本	窓口	15,119	15,579	13,030	13,158	15,195
	コンビニ交付	262	403	534	1,013	1,585
戸籍抄本	窓口	4,387	4,169	2,648	2,575	3,018
	コンビニ交付	81	130	180	310	528
課税・ 非課税証明	窓口	24,658	20,962	17,267	16,873	15,106
	コンビニ交付	294	457	886	1,683	2,515
合計	窓口	160,620	164,543	149,243	139,043	124,654
	コンビニ交付	6,542	9,903	16,305	27,659	37,790

(4) 利用の機会などの格差の是正に係る取組に関すること

(これまでの主な取組)

- ・市ホームページには、音声読み上げ機能や英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、フランス語、タガログ語への翻訳機能を装備しています。また、携帯電話やスマートフォンなどで火災や防犯、防災などの情報を取得できる重要なお知らせメールサービスや、市の情報や災害などの緊急情報を配信するため、X（エックス）による情報発信を実施しています。
- ・市内でのインターネット利用環境を向上させるとともに、災害時の通信手段の多様

化を図るため、公共施設 28 カ所にWi-Fiを整備しています。

(課題)

- ・スマートフォンの普及で、SNSサービスにより情報の伝達や収集が手軽にできるようになった一方、情報機器を持たない市民や、持っても使いこなせない市民との情報格差が懸念されています。
- ・避難所などにおいて、避難者の安否確認や災害情報の収集、警察や消防、医療機関との連絡体制や情報伝達の確保が重要となっています。
- ・子どもたちを取り巻く環境は、SNSの普及やAI、IoT機器などの急速な技術革新により、それらの変化に対応した教育や学習機会の提供が必要となっています。

(重要なお知らせメール登録数・配信数推移)

年度 内容	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
登録数	26,662	27,123	29,378	28,983	14,653
配信数	75	53	428	440	216

※登録者数：令和4年10月に新システムに切替えた際に登録者の移行を行わずに新規登録となったことから、令和3年度の数値が減少となっています。

※配信数：令和2年度から令和4年度途中にかけて、新型コロナウイルス感染症に関する配信を行ったため、数値が増加しています。

(X (エックス) フォロワー数推移)

年度 内容	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
フォロワー数	17,744	20,273	26,424	28,705	30,708

(高齢者の所有する携帯機器の割合)

所持機種	スマートフォン	携帯電話	持っていない	無回答
所持割合 (%)	54.5	29.2	13.0	4.7

出典：令和元年11月実施 浦安市高齢者等実態調査

(携帯機器の使用目的の割合)

利用目的	利用割合(%)
通話	72.9
電子メール	41.6
写真・動画撮影	31.6
メッセージサービス (LINE等)	26.9
天気	20.0
ホームページ (WEBサイト) を見る	18.7
地図	15.7

スケジュール管理	11.5
無回答	0.9

出典：令和元年11月実施 浦安市高齢者等実態調査

(5) 情報システムの標準化やシステム改革、業務改革（BPR）に関すること

（これまでの主な取組）

- ・情報システムは、情報セキュリティ対策の向上と情報システムの安定稼働を目的に、原則として民間のデータセンターで運用しています。
- ・情報システム導入の際には、仮想化技術やクラウドサービスの活用により、システムの管理・運用に係るコスト削減を図っています。
- ・申請や届出などの手続を簡素化するため、国から示された押印見直しマニュアルに基づき、押印の見直しを行い、押印を求める行政手続1,235件のうち、1,148件(93%)について、令和3年4月に、押印を廃止することにしました。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人との接触を避けるため、対面での会議に代わり、Web会議を実施する機会が増えています。
- ・庁内LANの無線化により、組織変更に伴う執務室や机の変更、また人事異動などにおけるパソコンの移設を効率的に行っています。

（課題）

- ・住民記録や税、社会保障などの業務の大半は法令で内容が定められていますが、取扱う情報システムは、自治体の独自事業に対応するため個別にカスタマイズを行っていることが多く、保守や改修にかかる経費が肥大化する要因となっており、新たなシステムへの移行の妨げになっています。
- ・人事勤怠や伝票処理といった内部事務系の承認や決裁を伴う業務については、紙を多用した業務フローが多数残っており、業務の効率化のために一層のデジタル化を推進する必要があります。
- ・文書事務に係る決裁行為は、原則として電子決裁で行っていますが、ペーパーレスを推進するために、電子決裁率を一層向上させる必要があります。

（文書事務における電子決裁率の推移）

年度 内容	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
電子決裁率	41.2%	35.2%	32.7%	49.2%	50.3%

- ・現在、AIは、国内外において社会や産業のさまざまな分野での活用に関心が寄せられており、業務の効率化や住民サービスの向上、地域課題の解決に向けてAIの導入を検討する必要があります。

(6) 人材育成・セキュリティ対策など

(これまでの主な取組)

- ・通常業務からインターネットの利用環境を完全に分離するとともに、インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約した千葉県自治体セキュリティクラウドを利用することで、さらなる情報セキュリティ対策の向上を図っています。
- ・情報セキュリティ対策として職員を対象とした、情報セキュリティe-ラーニング研修を開催し、情報セキュリティ対策の普及、浸透、定着を図っています。

(課題)

- ・行政のデジタル化を推進するために不可欠なICTの専門知識や技術を持ち、業務改革の視点を持った職員が不足しています。
- ・情報システムが安定して稼働しなければ、行政サービスの提供ができないことから、システム障害が発生した際のバックアップ体制や復旧手順を事前に確認し、業務の継続性を確保する必要があります。
- ・Web会議は、インターネットを経由することから、情報セキュリティ面に留意する必要があります。

8. デジタル化の基本方針

本市のこれまでの現状や課題を踏まえ、本計画における施策の方針として、官民データ活用推進基本法において地方に求められている基本的施策ごとに、以下のとおり定めます。

また、システム整備に当たっては、パッケージシステムの導入を基本とし、現在の業務フローとの間に生ずる差については、徹底した業務改革を行い、業務のやり方を変えるなどして、カスタマイズの抑制に努めるものとします。

なお、必ずしもシステム導入を前提にするのではなく、必要に応じて、人手によるサービスと組み合わせることも検討していきます。

(1) 行政手続のオンライン化の推進

スマートフォンを始めとした情報通信機器の普及に対応した新たな窓口として、行政手続などにおけるオンライン化（手数料支払などのオンライン決済を含む。）を推進します。

情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスの実現を目指します。

行政手続のオンライン化を行う場合には、ちば電子申請サービス、または、マイナポータル（ぴったりサービス）の利用を基本とします。

なお、オンライン化の推進にあたり、市民が希望する手続などを迷わずにたどり着けるようオンラインサービスの提供は市公式ホームページや新しい取組である市公式LINEをポータルサイトとして活用することとします。

(2) オープンデータの推進

オープンデータの活用が進展し、多様な新サービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がり、市民生活の利便性の向上を図るため「浦安市オープンデータ推進に関する基本方針」に基づき、市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

(3) マイナンバーカードの普及及び活用

行政サービスにおけるマイナンバーの利用を推進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上を図ります。

国によるマイナンバーカードを活用した消費活性化策や、健康保険証としての利用などの様々な普及を推し進めた結果、多くの人がマイナンバーカードを持つようになりました。今後は、マイナンバーカードには書き込まれた電子証明書やカード自体に有効期限があることから、これらの更新手続に対応するべく体制の整備を行っていきます。

マイナンバーカードによる公的個人認証サービスを利用した手続や申請などオンライン化の拡充を図るほか、カード機能の活用についても利便性、費用対効果などを踏まえ検討していきます。

(4) デジタル・デバイド（情報通信技術等利用格差）の解消

すべての市民がデジタル化の利便性を実感できるよう、ICTの利活用とその知識・技術の習得をサポートする取組を推進します。

また、通信環境整備としてのWi-Fi環境の整備・運用や利用状況の最適化といった必要な措置を講じます。

なお、デジタル技術の活用を前提にするのではなく、情報機器を持たない方や、持っただけでも取り扱いに不慣れな方に対する配慮として、人手によるサービスも併用していきます。

(5) 情報システム改革、業務の見直し（BPR）の推進

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進します。

具体的には、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化を推進し、システムのカスタマイズによる保守や改修にかかる経費の削減やシステムの移行の阻害要因の解消に取り組みます。

内部事務を見直し、AIやデジタル機器を活用した作業工程の省力化やペーパーレス化、情報共有の取組など業務の効率化や最適化を推進します。

また、住民と行政との接点となるフロントヤードの改革に取り組み、業務の効率化や最適化を推進することで、市民サービスの利便性向上にもつなげます。

(6) 情報システム基盤の強化やシステム調達適正化

行政手続のオンライン化を推進するためには、情報システムの安定稼働が不可欠であることから、情報システム基盤と情報セキュリティ対策の強化に取り組みます。

情報システムの調達に当たっては、その導入効果を十分に検証し、導入に当たっては、「浦安市情報システム調達指針」に則り適正かつ効果的に進めます。

9. 個別施策

個別施策の表記について

施策の追加

計画の改定により、令和4年度の計画策定時から新たに計画に位置づけた施策については施策名に「追加」と記載し、朱書きで表記しています。

実施工程の進捗状況

令和4年度の計画策定時のおりに実施できたものについては灰色で色塗をし、変更があった場合には朱書きで下線を引く表記をしています。

(1) 行政手続のオンライン化の推進

ア. オンライン化の推進

市民の利便性の向上を図るため、行政手続や各種申請のオンライン化を一層推進します。

(ア)マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した子育て・介護などの26手続のオンライン化の実施

担当課	情報政策課・介護保険課・こども課・保育幼稚園課・母子保健課・保健体育安全課			
取組事項	マイナポータルの電子申請機能（ぴったりサービス）を活用した子育て関係（15手続）及び介護関係（11手続）の26手続のオンライン化を目指します。			
実施内容	ぴったりサービスからの届出・申請を受付管理するシステムの構築を目指します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	構築・実施	運用	運用	運用

(ア) -2 マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した手続のオンライン化の
 拡充（追加）

担当課	全所属			
取組事項	マイナポータルの電子申請機能（ぴったりサービス）を活用した手続のオンライン化のさらなる拡充を目指します。			
実施内容	子育て関係（15 手続）及び介護関係（11 手続）の 26 手続に加えて、オンラインで利用できる手続の拡充に取り組みます。			
実施工程	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	—	—	運用	運用

(イ) ちば電子申請サービスやマイナポータル（ぴったりサービス）を活用した、粗大ごみの受付などの行政手続のオンライン化の推進

担当課	情報政策課			
取組事項	ちば電子申請サービスを活用し、粗大ごみの受付などの行政手続のオンライン化を推進します。			
実施内容	ちば電子申請サービスにおいて、マイナンバーカードを使った公的個人認証サービスの利用が可能になったことから、厳格な本人確認が必要となる手続についてオンライン化を進めます。			
実施工程	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	運用	運用	運用	運用

(ウ) 各種相談や保育園の一時預かりなどの予約のオンライン化の取組

担当課	情報政策課・保育幼稚園課			
取組事項	各種相談や保育園の一時預かりなどの予約をオンライン化し、予約状況の見える化に取り組みます。			
実施内容	様々な業務で利用できる汎用的な予約システムの導入に向け、民間サービスの活用を含めた検討を行い、利用者の利便性に配慮したサービスの導入を行います。			
実施工程	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	検討	導入・実施	運用	運用

(ウ) -2 来庁等予約システムを活用した来庁予約のオンライン化の拡充 (追加)

担当課	情報政策課			
取組事項	来庁等予約システムを活用した来庁予約のオンライン化の拡充を目指します。			
実施内容	来庁等予約システムを活用して、来庁が必要な窓口や相談、イベントなどの予約のオンライン化の拡充に取り組みます。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	—	運用	運用

(エ) オンライン相談等の取組 (追加)

担当課	社会福祉課			
取組事項	オンライン相談の仕組みを整備することで、気軽に相談できる場の整備を推進します。			
実施内容	日常生活の中で困りごとを抱えているものの、時間的な制約や外出が困難であったり、どこに相談して良いか分からなかったりする市民にSNSを活用したオンライン相談に取り組みます。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	検討	導入	運用

イ. キャッシュレスサービスの推進

市民税や介護保険料、手数料などの支払いにスマートフォンやICカードの電子マネーなどを活用したキャッシュレスサービスを推進します。

(ア) コンビニ納付用バーコードを活用したキャッシュレス収納の推進

担当課	収税課、介護保険課、市民税課、固定資産税課、国保年金課			
取組事項	個人住民税や介護保険料などの支払いをスマートフォンのバーコード決済機能を活用した料金収納を推進します。			
実施内容	個人住民税や国民健康保険税などに加え、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の納付書払いの取り扱いを金融機関、コンビニエンスストアの他、バーコード決済を可能にすることを目指します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	拡充・実施	運用	運用	運用

(イ) 諸証明手数料の電子マネー利用の推進

担当課	市民課・市民税課・収税課			
取組事項	窓口での証明書手数料などの支払いに電子マネー決済を推進します。			
実施内容	住民票や課税証明書など証明書手数料の支払いにスマートフォンやICカードの電子マネーなどの利用を推進します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	運用	運用	運用	運用

(イ) -2 オンライン申請時における諸証明手数料の電子マネー利用の推進 (追加)

担当課	市民課			
取組事項	諸証明のオンライン申請に取り組むとともに、オンライン申請時の電子マネー決済を推進します。			
実施内容	諸証明の電子申請手数料などの支払いにスマートフォンなどを使ったQRコードやクレジットカードを使用したオンライン申請時の電子マネー決済の利用に取り組みます。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	—	導入・運用	運用

(ウ) 施設利用料のキャッシュレス化の推進 (追加)

担当課	市民スポーツ課・生涯学習課・公民館・まちづくり活動プラザ			
取組事項	各公共施設の窓口やオンライン予約の手続において、施設利用料のキャッシュレス決済の対応を推進します。			
実施内容	各公共施設の窓口やオンライン予約の手続をする際に、施設利用料などの支払をQRコードやICカードを使った電子マネーやクレジットカードといったキャッシュレスで決済ができるように環境の整備に取り組みます。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	—	導入	導入・運用

ウ. 利用カードなどの電子化の取組

図書館や公共施設などの利用に必要な、利用カードなどの電子化に取り組みます。

(ア)スマートフォンなどを使った公共施設利用カードの電子化の取組

担当課	中央図書館・市民スポーツ課・生涯学習課・まちづくり活動プラザ・公民館				
取組事項	図書館や公共施設の利用に必要な、利用カードなどの電子化を行います。				
実施内容	利用者が、利用カードなどに代えて、スマートフォンなどを利用することで、図書館や施設などの利用を可能にすることを目指します。まず、図書館利用券の電子化に取り組み、そのほかの利用カードなどは、カード管理に使用するシステムの更新に合わせて電子化の検討を進めます。				
実施工程	実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	図書館利用券	構築	実施	運用	運用
	施設予約利用カード (追加)	—	検討	構築	構築・運用

(2) オープンデータの推進

(ア)市が保有する情報などに係るオープンデータ化の推進

担当課	情報政策課			
取組事項	データの公開を引き続き行うとともにオープンデータの拡充を推進します。			
実施内容	公開するデータの拡充を引き続き行うとともに、自治体標準データセットのデータ形式に対応する等、データの質を高める作業を推進します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	拡充	拡充	拡充	拡充

(3) マイナンバーカードの普及及び活用

(ア) マイナンバーカードの取得率の向上の取組

担当課	市民課			
取組事項	マイナンバーカードの取得率の向上の取組を継続して推進します。			
実施内容	来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨及び庁舎や商業施設などに臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置し、市民のマイナンバーカード取得率向上を図ります。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	—	—

(ア) -2 マイナンバーカードの確実な更新への取組 (追加)

担当課	市民課			
取組事項	市民がマイナンバーカードや、電子証明書の更新手続を確実にを行うため、窓口の拡充に取り組みます。			
実施内容	マイナンバーカードや書き込まれた電子証明書の有効期限の到来時期を迎えることから、この更新を確実にを行うため、市民のマイナンバーカード更新手続の支援に取り組みます。 なお、電子証明書の更新手続については各駅前行政サービスセンターの活用を図ります。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	実施	実施	実施

(イ) マイキープラットフォームを活用した、自治体マイナポイント利活用の検討

担当課	情報政策課・企画政策課・市民参加推進課・商工観光課			
取組事項	マイキープラットフォームを活用した、自治体マイナポイントの利活用を検討します。			
実施内容	マイキープラットフォームを活用した自治体マイナポイントについて、地域や経済の活性化の取組として、市民の様々な活動に対しポイント付与するなど検討をします。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	検討	検討	運用

(4) デジタル・デバインド（情報通信技術等利用格差）の解消

ア. デジタル・デバインドの解消の取組

ICTの利活用とその知識・技術の習得をサポートする取組によりデジタル・デバインドの解消を推進します。

(ア) 高齢者や障がい者などへのスマートフォンなどの活用方法の習得の支援

担当課	高齢者包括支援課・障がい事業課			
取組事項	高齢者や障がいのある方がデジタル化の恩恵を受けられるように、支援に取り組みます。			
実施内容	総務省の「利用者向けデジタル活用支援推進事業」などを活用して、民間事業者と連携し、公民館や自治会、老人クラブなどの活動の中で、デジタル機器の講習会・相談会の開催に取り組みます。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施	実施

(イ) ウェブアクセシビリティ向上の推進

担当課	広聴広報課			
取組事項	すべての方が利用しやすいよう、市ホームページのウェブアクセシビリティの維持・向上の取組を促進します。			
実施内容	行政情報を快適に閲覧や検索ができるように、市ホームページのウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3:2016）レベルAAの準拠の維持・向上に向けた取組を促進します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	運用	運用	運用	運用

イ. 小中学校のICT教育の推進

児童生徒の情報活用能力の育成やタブレットなどICT教材を活用した教育を推進します。

(ア) 確かな学力の向上のための計画的なICTを活用した授業の実施

担当課	指導課			
取組事項	確かな学力の向上のための計画的なICTを活用した授業を実施します。			
実施内容	文部科学省が示す情報活用能力の観点（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を踏まえ、確かな学力の向上のため、情報活用能力の育成を推進します。 また、各学校が新学習指導要領の観点を踏まえ、情報教育の全体計画を見直し、系統的に情報活用能力を育成します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	運用	運用	運用	運用

(イ) 論理的思考力向上のためのプログラミング教育の充実

担当課	指導課			
取組事項	論理的思考力向上のためのプログラミング教育の充実を図ります。			
実施内容	各学校の情報教育全体計画に基づいたプログラミング教育を実施し、プログラミング教育を導入する単元や教材・教具の見直しを必要に応じて行います。 また、教員が円滑にプログラミング教育を行えるよう、研修を充実させるとともに、ICT支援員の協力を得ながら、質の高い授業づくりを推進します。			
実施行程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施	実施

(ウ) 情報社会で適正な活動を行うための情報モラル教育の充実

担当課	指導課			
取組事項	情報社会で適正な活動を行うための情報モラル教育の充実を図ります。			
実施内容	<p>児童生徒自らが、タブレット端末の活用を通して、I C T機器の利便性や適切な使い方に気づき、情報社会にふさわしい情報モラルを身に付けられるよう指導します。</p> <p>また、教員を対象としたI C T研修の実施を通じ、情報モラルに対する教員の意識を高め、児童生徒の発達の段階に応じた指導を行います。</p>			
実施行程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施	実施

(エ) 学校図書館のメディアセンター化 (追加)

担当課	指導課			
取組事項	子どもたちが図書資料とI C Tを活用した主体的な学びに取り組めるよう必要な教材を整備した学校図書館のメディアセンター化を進めていきます。			
実施内容	<p>メディアセンターでは、書籍とインターネットの組み合わせによる、より効果的で深い調べ学習に子どもたちが主体的に取り組んだり、普通教室よりも大型の提示装置を活用し、発展的な協働学習やプレゼンテーションの学習を行ったり、実践的なプログラミング学習等に取り組んだりできる場所の整備を進めていきます。</p>			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	整備	整備	整備

(オ) 児童生徒用タブレット端末の更新 (追加)

担当課	指導課			
取組事項	学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、学校内のあらゆる場所や教室でI C Tを活用できるようタブレット端末を活用した学習を推進していきます。			
実施内容	<p>文部科学省「G I G A スクール構想の実現」に向けて文部科学省の補助金を活用し令和2年度中に既存の端末と合わせて、現在の1人1台環境を実現しました。更新時期を迎えるにあたって、現行機器で見えてきた課題を解決できるよう、更新に向けて準備を進めていきます。</p>			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	—	検討	更新

ウ. 通信環境整備の取組

通信環境整備としてW i - F i 環境の最適化について検討します。

(ア) 公共施設設置のW i - F i の運用と最適化の検討

担当課	情報政策課・指導課・公民館				
取組事項	公共施設に設置しているW i - F i を継続的に運用するとともに、災害時の市民の安全・安心に寄与するため、避難所や待避所への整備の拡充に取り組みます。				
実施内容	公共施設 28 拠点に整備・運用している公衆W i - F i の配置の最適化の検討を行います。 災害時の通信手段の多様化を図るため、避難所や待避所として指定されている市内小中学校体育館に、防災用W i - F i を運用します。 公民館では、主催事業などで活用する会議室などにW i - F i 機器を設置します。				
実施工程	実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	公共施設 体育施設	運用	運用	運用	運用
	公民館	設置	運用	運用	運用

(5) 情報システム改革、業務の見直し（BPR）の推進

ア. 自治体情報システムの標準化・共通化の取組

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報システムや保有データの相互運用性を確保し、これら機能の標準化に取り組みます。

(ア) 地方公共団体情報システムの標準準拠システムへの移行の実施

担当課	情報政策課・選挙管理委員会・市民税課・固定資産税課・市民課・社会福祉課・障がい福祉課・介護保険課・こども課・保育幼稚園課・母子保健課・国保年金課・学務課			
取組事項	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報システムや保有データの相互運用性を確保し、情報システムや保有データの標準化の推進を図ります。			
実施内容	令和7年度までに基幹20業務（住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・戸籍の附票・選挙人名簿管理・固定資産税・個人住民税・法人住民税・軽自動車税・国民健康保険・国民年金・障害者福祉・後期高齢者医療・介護保険・児童手当・生活保護・健康管理・就学・児童扶養手当・子ども子育て支援）を国が定める標準化仕様に準拠したシステムに更新するとともに、ガバメントクラウドへの移行に向けた検討を実施します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査	業務分析	構築	構築

イ. 業務改革（BPR）の推進

内部事務を見直し、AIやデジタル機器を活用した作業工程の省力化やペーパーレス化、情報共有の取組など業務の効率化や最適化を推進します。

(ア) 電子契約の推進

担当課	契約課			
取組事項	クラウドサービスによる電子署名を用いた電子契約を実施することで、契約事務の効率化を推進します。			
実施内容	市と事業者間で契約締結する際、製本した契約書の受け渡しに替えて、クラウドサービスによる電子署名を用いた電子契約に切替え、事務の効率化とペーパーレス化を図ります。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	運用	運用	運用	運用

(イ)デジタル給与明細の導入

(ウ)人事関係システムの統合などによる業務の電子化・効率化の推進（新規）

担当課	人事課				
取組事項	庶務事務を見直し、作業工程の省略、人事記録の正確・確実な運用、職員の給与の支給明細や電子化を実施し、人事業務の効率化を推進します。				
実施内容	職員への給与（期末・勤勉）支給明細書及び源泉徴収票を電子化し、事務の効率化とペーパーレス化を図ります。 また、人事業務で利用する「給与計算システム」、「人事管理システム」、「臨時職員システム」、の3システムの機能を統合・連携したシステムに移行し、事務の効率化を目指します。				
実施工程	実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	給与明細の電子化	導入	運用	運用	運用
	人事関係システム	業務分析	調達・構築	構築・運用	運用

※人事関係システム：構築期間が確定したことから、実施工程を追記しました。

(エ)財務業務の電子化・効率化の推進

担当課	財政課・契約課・会計課			
取組事項	契約や支払に関する事務を見直し、契約や伝票書類の押印廃止を進め、契約や支払手続の効率化を推進します。			
実施内容	予算や決算などの財務事務、収入や支出などの会計事務、入札や契約などの契約事務を管理する財務・会計・契約事務システムの3つ機能を統合したシステムに移行し、事務の効率化を目指します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	業務分析	調達・構築	構築・運用	運用

※財務業務の電子化・効率化の推進：構築期間が確定したことから、実施工程を追記しました。

(エ) -2 財務・会計事務の電子化への取組 (追加)

担当課	財政課・契約課・会計課				
取組事項	財務・会計事務の総合的な電子化を見据えて業務の効率化を推進します。				
実施内容	全庁的な事務負担の軽減及び納付書処理に係る金融機関への手数料を削減するために、電子化による公共料金等の支出事務の一元化に取り組めます。 財務・会計・契約の機能を統合したシステムへの移行に伴い、会計書類の電子化に取り組むほか、電子請求について検討を進め、業務の効率化を目指します。				
実施工程		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	公共料金等支出事務電子化	—	—	検討・整備	導入
	会計書類の電子化	—	—	検討・整備	導入
	電子請求	—	—	検討	検討

(オ)業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進

担当課	情報政策課・介護保険課				
取組事項	会議資料のデジタル化などによりペーパーレス化を推進し、時間と場所を有効に活用できる業務改革を進め、行政サービスの効率化を目指します。				
実施内容	通常業務では、ペーパーレス化による会議資料の準備などの削減し業務の効率化を図るため、職員へのノート型端末の整備を推進します。 また、ノート型端末の整備に併せて、紙資料を使わず情報共有を図るための大型モニターの設置を推進します。 介護保険業務では、大量の閲覧資料の印刷を行う介護認定審査会において、会議資料の準備作業の効率化を図るため、会議のペーパーレス化や医師など外部委員とのリモート会議の導入など介護認定審査会運用の見直しの検討を進めます。				
実施工程	実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	ノート型端末整備	整備	整備	整備	運用
	介護認定審査会運用	検討	整備	運用	運用
	大型モニター (追加)	—	—	整備	運用

※ノート型端末整備：ノート型端末の整備計画の見直しを行ったことから、実施工程を変更しました。

(カ)在宅医療・介護連携システムの導入

担当課	高齢者包括支援課			
取組事項	モバイル機器を活用し、訪問先においても資料の共有・閲覧ができたりするなど、情報の伝達性や業務効率の向上を図ります。			
実施内容	訪問先の患者情報をリアルタイムに行政、介護、医療などの職種間の情報共有を行うことで患者の状態変化や急変時対応を含めた在宅療養支援の情報共有システムを導入します。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	構築	運用	運用	運用

(キ) スマートフォンアプリを活用した防災情報の伝達 **(追加)**

担当課	危機管理課			
取組事項	スマートフォンのアプリを通じて市民に災害情報を伝える体制の整備に取り組みます。			
実施内容	災害時に情報を市民に伝える手段として、スマートフォンのアプリを活用することで、避難情報、気象情報、ハザードマップ情報などの伝達が行える防災アプリの導入に取り組みます。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	検討	導入	運用

(ク) フロントヤードの改革を図り、住民との接点の多様化、充実化の推進 **(追加)**

担当課	総務課・情報政策課				
取組事項	フロントヤードの改革として、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を推進するため、住民との接点の多様化、充実化の推進に取り組みます。				
実施内容	申請書の記入を減らす仕組みを導入することで、手続の時間短縮による利便性の向上を目指します。また、チャットボットを用いることで問い合わせ業務を24時間オンラインで受け付けることができるように取り組みます。				
実施工程	実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	書かない窓口	—	—	検討・導入	運用
	チャットボット	—	—	検討	導入

(ケ) セキュアプリントシステムの導入 (追加)

担当課	情報政策課			
取組事項	セキュアプリントシステムの利活用による情報漏洩リスクの低減と事務の効率化に取り組みます。			
実施内容	職員がオフィスの場所にとらわれず、横断的なプロジェクトや会議体に参加し、継続的に業務が出来るよう、認証機能を活用し印刷物の取り間違いを防止しながら様々な場所で印刷ができるセキュアプリントシステムを導入することで、持ち運べるノートシンクライアントの特性を活かし、どこからでも作業ができるよう事務の効率化に取り組みます。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	検討	導入	運用

(コ) AIの利活用による業務の効率化 (追加)

担当課	情報政策課				
取組事項	AIを活用したシステムの導入や生成AIの利活用を行うことで、業務内容を見直し、効率化に取り組みます。				
実施内容	AIを用いた会議などの音声データで会議録を作成できるシステムを導入することで、業務時間や費用の削減を目指します。 職員が生成AIを活用できる環境を整備し、文書作成や推敲にかかる時間の短縮や新しい発想の手助けに活用することで、業務の効率化に取り組みます。				
実施工程	実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	AI議事録システム	—	検討	導入	運用
	生成AI利活用整備	—	検討	導入	運用

(6) 情報システム基盤の強化やシステム調達の適正化

ア. 情報システム基盤の強化

情報システムの信頼性の向上と情報セキュリティ対策を徹底するため、情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るとともに、必要な改訂を随時行います。

また、情報システム及びサーバに対し、技術的情報セキュリティ対策の現状把握及び脆弱性の検出と分析を行い、具体的な対策を明らかにするため、外部の専門機関による技術的な監査を行います。

業務で使用する情報システムが停止した際に、各課の平常業務の継続・早期復旧を目的とした業務継続計画として策定している I C T - B C P の改訂を随時行います。

(ア) 情報セキュリティポリシーの実効性の確認及び改訂

(イ) 情報セキュリティ監査の実施

(ウ) I C T - B C P の運用及び点検

担当課	情報政策課				
取組事項	浦安市情報セキュリティポリシーを適切に運用し、情報システムのセキュリティ向上を推進します。				
実施内容	総務省のガイドラインに基づく浦安市情報セキュリティポリシーの改訂や、I C T - B C P の点検を数年毎に行います。また、情報セキュリティポリシーが適切に運用されていることをチェックするための外部監査や内部監査の取組を進めます。				
実施工程	実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	セキュリティポリシーの確認・改訂	改訂	運用	運用	運用
	情報セキュリティ監査の実施	実施	実施	実施	実施
	I C T - B C P の運用・点検	運用・点検	運用・点検	運用・点検	運用・点検

イ. 情報システム調達指針の適切な運用

情報システム調達指針に基づき、導入・更新などをする情報システムの導入効果や調達価格の適正化を図ります。

(ア) 情報システム調達指針の実効性の確認及び改訂

担当課	情報政策課			
取組事項	情報システム調達指針に基づき、導入・更新する情報システムの導入効果や調達価格の適正化を図ります。			
実施内容	実施計画と本計画の個別施策との整合性を図りながら、情報システムの導入・更新を計画的に進めます。 また、情報システムやソフトウェアなどの保守・サポート期間を適切に管理し、更新時期の最適化を図ります。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	運用	運用	運用	運用

ウ. 外部人材の登用

自治体DX推進手順書で、「CIOを補佐する体制を強化するため、CIO補佐官などの任用などの取組を進める。また、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官などについては、外部人材の活用を積極的に検討する。」と示されているのを受け、専門的な知見を有する人材の活用を図ります。

(ア) 専門的な知見を有する外部人材登用の推進

担当課	情報政策課			
取組事項	CIO補佐官など、外部人材を含むICT人材の積極登用を図ります。			
実施内容	自治体DXを推進するに当たって、CIOのマネジメントを専門的な知見から補佐するCIO補佐官などの外部人材の活用を図ります。			
実施工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施	実施

エ. デジタル人材の育成

自治体DXは、デジタルを手段として使った業務改革であることから、職員自らが主体性を持って推進することが重要であり、単にデジタル技術の知識だけでなく、業務改革の視点をもった人材育成が重要となります。

(ア) デジタル人材育成の取組

(イ) 自治体DXに関する業務改革提案の促進

担当課	情報政策課・総務課				
取組事項	職員のICTに関するリテラシーや自治体DXの知見を向上させる人材育成に取り組みます。 また、職員が主体的に自治体DXに則した業務改革を考え提案出来るような仕組みを促進します。				
実施内容	e-ラーニング方式の研修や外部人材を活用した専門講師による講習などを通じ、職員のICTリテラシーや自治体DXの知見の向上を進めます。 職員が主体的にデジタル技術を活用した業務改革を考え提案出来るような仕組みを促進します。				
実施工程	実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	デジタル人材育成	実施	実施	実施	実施
	業務改革提案の促進	実施	実施	実施	実施

10. セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いの確保

本計画の推進に必要な情報システムについては、「浦安市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な運用を行います。

また、個人情報については、「浦安市個人情報保護条例」及び「個人情報の保護に関する法律」などに基づく適切な運用・取り扱いを行います。

1. I o T (Internet of Things)

「モノのインターネット」の意味。

従来は、インターネットに接続されていなかったモノ（センサー機器、家電、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換する仕組みのこと。遠隔での制御や全体管理が可能になることから、運用や管理の最適化を図ることが可能となる。

2. 5 G (5th Generation)

日本語では、「第5世代移動通信システム」と表記される。

現行の4Gより、高速な大容量通信が可能であり、低遅延な通信技術となる。すべてのインフラに活用可能であることから、国としても5Gの実装における各分野（防災・交通・製造業・娯楽など）をどのように変革可能か考察を重ねている。

3. 6 G (6th Generation)

6G（シックスジー）。5Gの先の高速データ通信技術。1～5Gに続く、将来の移動体通信システム。Beyond 5G（ビヨンド ファイブジー）ともいう。

4. B P R (Business Process Re-engineering)

「業務改革」や「業務再設計」という意味。

自治体や企業の目標や目的を達成するために、組織構造、業務フローの再構築を行うこと。近年は、根本的な業務プロセスを見直しよりAIを活用した効率的かつ効果的な業務フローに改善する自治体BPRが多くなっている。

5. A I (Artificial Intelligence) ・ 生成A I

A I : 「人工知能」という意味。今まで人間が行ってきた作業をコンピュータに処理をさせることで、業務の効率化や正確性の向上が見込まれる。繰り返し処理をすることで傾向を分析し、学習することでより精度の高い処理を行うことが可能となる。

(活用例) チャットボット・自動翻訳

生成A I : データから新しい情報を生成し、柔軟でクリエイティブなタスクに適したA Iのこと。従来のA Iよりも複雑なパターンを理解し、自己学習能力が高まっている。

(活用例) チャットGPT

6. R P A (Robotic Process Automation)

人がパソコン上で日常的に行っている作業を、人が実行するのと同じかたちで自動化する機能。人が行う処理手順を登録しておけば、人が操作するのと同じ様にユーザー・インターフェースを通じて、複数のシステムやアプリケーションを操作し、実行することが出来る。

7. バーコード決済

サービスを提供する店舗側の情報や利用者側の支払情報などが紐付けられており、バーコードを通して利用金額とともに読み込むことで、決済アプリやクレジットカード

ドから利用額が引き落とされる仕組み。バーコードには、1次元（バーコード）と2次元（QRコード）がある。また、導入・維持コストや、クレジットカード決済などと比較して相対的に手数料が安い。

8. デジタル・デバインド

ICT（情報通信技術）を利用できる層とできない層との間で生じる格差のこと。デバインドは「分割する」「分裂する」などの意。デジタル格差。

パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなすことで、情報の入手量や質が格段に向上する。一方、使いこなせない人との間に情報格差を生み、それが機会や待遇の差、最終的には貧富の格差にまでつながるという考え方。

9. 官民データ活用基本法

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与するための法。

10. ICカード決済

情報を記録することができるICチップを組み込んだカードにより決済を行うこと。データのやり取りの方法としては接触タイプと非接触タイプが存在する。

11. CMS（Contents Management System）

テキストデータやWebサイトなどのデザインやルールなどの情報をデータベースに一元管理・保存し、新しくWebページを作成する際に、条件にそって配信をするシステムやソフトウェアの総称。

12. 地域BWA

2.5GHz帯の周波数の電波を使用した電気通信業務用の無線システムで、地域の暮らし・防災情報の配信、児童・高齢者見守り、学校などのネット利用、交通機関の運行情報、商店街監視カメラなどの映像伝送、条件不利地域の解消など、地域住民のためのサービスの実現を通じて、地域の公共の福祉の増進に寄与するために用いるシステム。

13. ちば電子申請システム

千葉県及び県内の21自治体が共同利用しているシステムで、紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して実現できるようにするもの。

14. ぴったりサービス

子育て・介護・被災者支援の分野に限らず、あらゆる分野の手続のオンライン申請実現に活用できるシステム。

15. 来庁等予約システム

様々な業務で利用できる汎用的な予約システムのこと。市民が相談やイベントを目的に市役所に来庁する際、スマートフォンなどから事前に来庁の予約をすることができるシステム。

16. オープンデータ

公共データであり、活用のため機械での判読に適したデータで、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。人手を多くかけずにデータの二次利用が可能

となるもの。

17. e-ラーニング

インターネットなどの電磁的手段を利用した学習形態。広義での通信教育の一つ。必要な学習内容だけを受講できることや、教師と生徒がリアルタイムでやりとりできること、動画・音声を利用した学習教材の利用が容易であることなどが特長。

18. パッケージシステム

すでに出来上がった既製品のシステムのことであり、1から作るシステムと比較し、導入に掛かる費用や時間を抑えることが可能。

19. マイキープラットフォーム

マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを一枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的としたシステム。

20. 自治体マイナポイント

マイナンバーカードを使って申請を行い、地方自治体の様々な取組を通じて、キャッシュレス決済サービスで利用できるポイントがもらえる仕組み。

21. ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者を含め、誰もがホームページなどで提供される情報や機能を支障なく利用できること。達成基準として、必要不可欠かどうかや、ページの機能を制限するかどうかなどを考慮して定められたA、AA、AAAの3段階の適合レベルがある。

22. 自治体情報システムの標準化・共通化

システムの機能要件やシステムに関係する様式などについて、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して、全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用すること。

23. ガバメントクラウド (G o v - C l o u d)

政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしている。

24. クラウドサービス

クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービス。従来は、利用者側がコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し利用していた。クラウドサービスでは、利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、さまざまなサービスを利用できるようになる。

25. シンククライアントPC

企業・組織の情報システムで、社員などが利用するコンピュータ（クライアント）に最低限の機能だけを持たせて、サーバ側でアプリケーションソフトやファイルなどの管理を可能にするシステムを実現するための、機能を絞った低価格のクライアント

用コンピュータのこと。

26. ICT-BCP

災害時に 自庁舎が被災しても、ICT資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保する計画であり、地域防災計画を支援、また、地域防災計画の想定を超える災害にも備える計画。

27. CIO (Chief Information Officer)

経営陣の一員として、経営戦略を展開させるための、ITの観点を持った積極的な参加者であり、戦略を実行する上でのコントロールタワーとして実行する責任者である。また、関係者の問題を把握し、ビジネス志向の支援を実施する者。

28. ICTリテラシー

コンピュータやインターネットをはじめとする情報通信技術を適切に活用する基礎的な知識や技能のこと。

29. フロントヤードの改革

市民と行政との接点となる市役所の窓口業務における創意工夫のこと。市民が行政手続を行う際、「行かせない」「迷わせない」「待たせない」「書かせない」ことを目指し、デジタル技術を活用しながら、業務の改革、工夫に取り組むこと。

30. チャットボット

チャット（会話）とボット（ロボット）を組み合わせた言葉で、利用者からの質問に自動的に応答してくれるプログラムのこと。

31. 書かない窓口

来庁者が申請書を記入せずに、各種証明書の発行や手続の申請を行える機器やシステムのこと。紙の申請書を使わずにタブレットやシステムに必要事項を入力することで、複数の書類を1度の入力で作成ができたり、自身の状況や環境をシステムで選択することで、利用できる手続を自動的に案内できたりするなど様々なツールがある。

32. セキュアプリントシステム

印刷処理をする際にICカード等で認証をすることで、印刷の管理ができるプリンターのシステムのこと。印刷物の紛失や覗き見を防ぎ、情報漏洩の回避や無駄な印刷の削減につながるとされる。

【参考ページ】

<首相官邸ホームページ>

<https://www.kantei.go.jp/>

<総務省ホームページ>

<https://www.soumu.go.jp>

<自治体マイナポイント>

<https://id.mykey.soumu.go.jp/mkpf/MACFS010/>

<千葉県ホームページ>

<https://www.pref.chiba.lg.jp>

<政府 CIO ポータル>

<https://cio.go.jp/what>

<ウェブアクセシビリティ基盤委員会ホームページ>

<https://waic.jp/resource/jis-x-8341-3-2016/>

